

「松野町高齢者等ごみ出し支援事業」 Q & A

Q 1 「松野町高齢者等ごみ出し支援事業」とは何ですか。

A 松野町が定期的に収集する家庭ごみを、所定のごみ集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者、障がい者等を対象に支援するもので、ご自宅の前に出されたごみを直接、玄関先まで収集に伺います。

具体的なサービスの内容は次のとおりです。

- ・ 週 1 回、ご自宅前にて家庭ごみを収集
- ・ 収集時に声掛け
- ・ ごみの排出がなされていないなど異常が認められる場合は、あらかじめ指定された連絡先にその旨を連絡

※月曜日から金曜日のうちで町が指定する日。現状の収集日とは限りません。

Q 2 「松野町高齢者等ごみ出し支援事業」を利用できる条件はありますか。

A 家庭ごみを集積所まで自分で持ち出すことが著しく困難で、かつ、ごみ出しに関して近隣住民や身近な人の協力をえられない世帯のうち、次に掲げる者のみで構成される世帯が対象となります。

(1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定により要支援又は要介護の認定を受け、介護支援専門員が作成した介護予防サービス計画又は居宅サービス計画において、ごみ出しの支援が必要と認められる者

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の規定により、居宅介護に関する介護給付費の支給決定を受け、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画においてごみ出しの支援が必要と認められる者

(3) 80 歳以上の者

Q 3 「松野町高齢者等ごみ出し支援事業」で収集してもらえるごみは何ですか。

A 松野町が定期的に収集する「燃えるごみ」「燃えないごみ」「びん・かん」「ペットボトル」「古紙」「資源ごみ」の 6 種類です。

粗大ごみ、小型家電、リサイクル家電（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）などは回収できません。また、動物の死骸も回収しませんが、燃えるごみとして町指定袋に入れられたものは回収します。

悪臭・飛散防止対策のため、蓋付ペール容器等を準備して、容器の中にごみを入れるようにしてください。

Q 4 申請方法を教えてください。

A 建設環境課に、申請用紙を提出してください。

Q 5 申請用紙はどこでもらえますか。

A 松野町ホームページからダウンロードできるほか、建設環境課で配布します。

Q 6 申請用紙の記入方法について教えてください。

A 申請用紙と一緒に記入例をお渡ししますので、ご参照ください。

Q 7 申請書を自分で書けないのですが、どうすればよいのでしょうか。

A ご親族や担当のケアマネジャー、相談支援専門員の方等の代筆でも結構です。

Q 8 申請書の提出先はどちらですか。

A 建設環境課へ提出してください。

Q 9 申請書の提出期限はありますか。

A 利用申請は、年間を通じて随時受付ますので、利用条件に該当するようになった場合はいつでもご相談ください。

Q 10 申請から収集開始までに、どれくらいの時間がかかりますか。

A 申請をいただいてから現地で確認を行いますので、申請から1週間程度かかります。

Q 11 申請の結果は、どのようにして知らせてもらえるのですか。

A あらかじめお聞きした通知先へ「通知書」を送付し、審査結果や収集開始日等についてお知らせします。

Q 12 家の中まで収集に来ていただけるのですか。

A 原則玄関先までの収集としており、家屋の中まで立ち入ることはできません。

Q 13 ごみを分別せずに、一つの袋にまとめて出してもいいですか。

A まとめて出すことはできません。松野町指定のごみ袋で分別してください。決められた方法で出してください。

Q 14 ごみを前夜から出さなければならない場合、どうすればいいのでしょうか。

A ごみを蓋付ペール容器等の中に入れておくなど、カラスや猫が散らかさないよう付近の環境衛生に配慮して出してください。

Q15 「松野町高齢者等ごみ出し支援事業」を利用しており、急に入院することになりました。その際の手続を教えてください。

A まずは電話で建設環境課（0895-42-1115）に収集不要の連絡をしてください。また、入院以外にも諸事情により決められた収集日にごみを出さないことが分かっている場合には、あらかじめ建設環境課に連絡してください。

その後、入院の期間が4週間を超えるような場合には、変更等届出書を提出してください。

利用を再開する場合は、あらためてご相談ください。

Q16 住所や収集日時等を変更したい場合は、どのような手続きが必要ですか。

A 「変更等届出書」に理由及び変更内容を記入して、建設環境課へ提出してください。

なお、収集日時につきましては、近隣地域と合わせて収集ルートを設定しておりますので、変更のご希望に添えない場合がありますことを予めご了承ください。

Q17 一度申請すれば、ずっと収集してもらえるのですか。

A 中止のお申し出がない限り、継続して収集を行います。

状況が改善して戸別収集が不要になったり、施設入所等によりごみを出さなくなった場合は、必ず「変更等届出書」により廃止の届出をしてください。